

奈良先端科学技術大学院大学高専－大学院連携教育プログラムの実施に関する規程

令和6年3月27日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が、奈良工業高等専門学校（以下「奈良高専」という。）との覚書に基づき実施する高専－大学院連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 連携教育プログラムは、連携教育プログラムを選択する奈良高専の学生（以下「連携教育プログラム学生」という。）を、本学の特別学修生及び科目等履修生として受け入れることにより実施する。この場合において、特別学修生又は科目等履修生の出願手続、在学期間、学修指導状況報告書、検定料、入学料及び授業料については、奈良先端科学技術大学院大学特別学修生規程（平成26年規程第2号。第4条において「学修生規程」という。）及び奈良先端科学技術大学院大学科目等履修生規程（平成16年規程第26号）の規定にかかわらず、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 連携教育プログラムは、本学と奈良高専が、相互に協力し、共同で連携教育プログラム学生の教育研究指導に当たり、もって修士及び博士の学位を有する人材を早期に育成することを目的とする。

(特別学修生の受入れ手続)

第3条 連携教育プログラム学生は、特別学修生として、本学で学修指導を受ける場合は、奈良高専を経て、次に掲げる書類を提出し、研究科長の許可を受けなければならない。

- (1) 特別学修生申請書（別紙様式第1号）
- (2) 奈良高専本科の成績証明書
- (3) 写真
- (4) その他研究科が必要とする書類

2 前項の書類の提出があった場合、研究科長は、教授会の議を経て、特別学修生としての受入れを許可することができる。

(特別学修生の学修指導に関する報告)

第4条 連携教育プログラム学生については、学修指導に関する報告を省略し、学修生規程第7条の学習指導状況報告書は交付しないものとする。

(科目等履修生の受入れ手続)

第5条 第3条により特別学修生として受入れが許可された連携教育プログラム学生が、科目等履修生として授業科目の履修を希望する場合は、履修願(別紙様式第2号)を提出し、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の履修願の提出があった場合、研究科長は、教授会の議を経て、科目等履修生としての受入れ及び授業科目の履修を許可することができる。

(受入れの期間)

第6条 連携教育プログラム学生の特別学修生又は科目等履修生としての受入れ期間は、奈良高専専攻科の修業年限を限度とする。

(授業料等)

第7条 連携教育プログラム学生の特別学修生又は科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(受入れ許可の取消し)

第8条 連携教育プログラム学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、研究科長は、奈良高専との協議に基づき、特別学修生又は科目等履修生としての受入れの許可を取り消すことができる。

(1) 奈良高専専攻科を修業年限で修了できなかった場合

(2) 連携教育プログラム学生から、奈良高専を経て、連携教育プログラムの辞退の申し出があった場合

(3) 連携教育プログラムを継続することが困難であると奈良高専が判断した場合

(4) 本学の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(5) その他連携教育プログラムの趣旨に反する行為があるとき。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は、必要に応じて奈良高専と協議の上、本学において定めるものとする。

2 学則その他学生に関する規定は、この規程の特別学修生及び科目等履修生について準用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3条関係）

特別学修生申請書
（高専－大学院連携教育プログラム用）

（元号） 年 月 日

奈良先端科学技術大学院大学
先端科学技術研究科長 殿

奈良工業高等専門学校
校長

下記の者を貴研究科において、特別学修生として学修指導を委託したいのでよろしくお取り計らい願います。

なお、御承諾の上は、その旨御回答くださるよう併せてお願いいたします。

記

所属・学科・学年	奈良工業高等専門学校 専攻科 （ ）専攻 1年次
ふりがな 氏名	（生年月日 年 月 日生）（男・女）
現住所	〒 TEL（ ）
奈良高専における 指導教員の職・氏名	
希望する学修指導者の職・ 氏名	
期間	（元号） 年 月 日 から （元号） 年 月 日 まで
研究題目及び研究内容の概 略	

